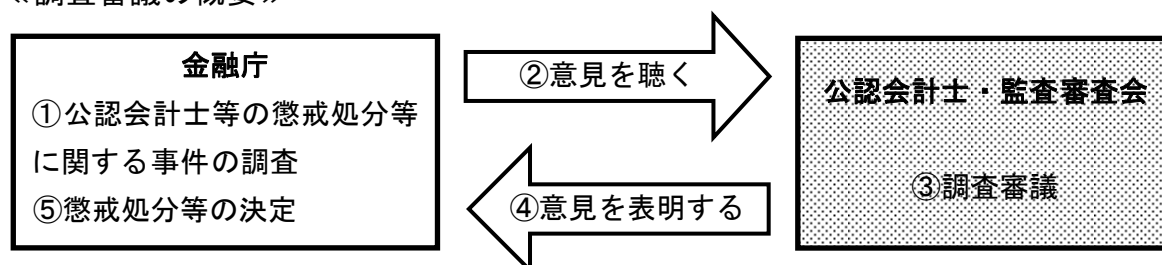


第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 概説

金融庁長官が公認会計士・監査法人に対して懲戒処分等をするときには、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）などの処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、公認会計士・監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合や、公認会計士等が法等に違反した場合又は著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合や、監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会に意見を聴くことは要しない。

2. 事案の概要

平成21年度において、審査会で調査審議を行った事案は3件であり、それらの概要は以下のとおりである。

《審議状況》

1. 第138回審査会 (H21. 6. 16) 公認会計士 1 名
2. 第140回審査会 (H21. 7. 3) 監査法人ウィングパートナーズ及び公認会計士 3 名

3. 第151回審査会 (H21. 12. 22) 公認会計士 1 名

事案 1

金融商品取引法で禁止されているインサイダー取引を行った公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成21年6月23日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁の公表資料から抜粋)

① 処分内容

業務停止3ヶ月 (平成21年6月26日から平成21年9月25日まで)

② 処分理由

当該公認会計士は、株式会社アルゴ21ほか4銘柄の株式について、キャノンマーケティングジャパン株式会社ほか4社が公開買付を行うことを決定した事実の一部の伝達を受け、金融商品取引法で禁止されているインサイダー取引を行った。この行為は、法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 2

株式会社ペイントハウスが作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った公認会計士、並びに、株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパンが作成した財務書類について、金融商品取引法に基づく監査証明を行った監査法人ウィングパートナーズ及び監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士に対する懲戒処分等事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成21年7月8日に当該監査法人及び公認会計士に対して処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁の公表資料から抜粋)

(1) 監査法人ウィングパートナーズ

① 処分内容

業務の停止1ヶ月 (平成21年7月15日から平成21年8月14日まで)

業務改善命令 (業務管理体制の改善)

② 処分理由

監査法人ウィングパートナーズについては、株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパンの平成20年3月期の財務書類に係る監査において、同監査法人の業務執行社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽及び脱漏がないものとして証明した。

(2) 公認会計士

① 処分内容

公認会計士 1 名について

業務停止 1 年 6 ヶ月（平成 21 年 7 月 15 日から平成 23 年 1 月 14 日まで）

公認会計士 1 名について

業務停止 1 年 3 ヶ月（平成 21 年 7 月 15 日から平成 22 年 10 月 14 日まで）

公認会計士 1 名について

業務停止 3 ヶ月（平成 21 年 7 月 15 日から平成 21 年 10 月 14 日まで）

② 処分理由

当該公認会計士 2 名は、株式会社ペイントハウスの平成 17 年 8 月期の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

当該公認会計士 2 名は、株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパンの平成 20 年 3 月期の財務書類に係る監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

事案 3

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士 1 名に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 21 年 12 月 25 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁の公表資料から抜粋）

① 処分内容

業務停止 1 ヶ月（平成 22 年 1 月 4 日から平成 22 年 2 月 3 日まで）

② 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から、税理士法第 46 条の規定に基づき、平成 21 年 6 月 12 日から 8 ヶ月の税理士業務停止処分を受けた。この事実は、法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。